

【事業概要】

企業等が、平成28年度4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。

平成28年度に制度を創設し、これまでに計8.6万人分の受け皿の整備を進めてきたところであるが、令和2年度においては、子育て安心プランに基づき、新たに2.4万人分程度の受け皿の整備を予定している。

【事業の特色・メリット】

働き方に応じた多様な保育を提供可能(休日・早朝・夜間等)

施設整備費・運営費は認可施設並みの助成

複数企業による共同設置や共同利用が可能

地域の子供の受け入れも可能

< 施設定員の設定例 >



財源

本事業は、一般財源ではなく、**事業主拠出金**を財源とする。

厚生年金保険料等を事業者から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。

事業主負担のみ(労働者負担なし)。

実施主体、補助率

公募団体、10/10

平成30年度助成決定(平成31年3月31日現在)

3,817施設 86,354人分

平成29年度助成決定 2,597施設 59,703人分を含む。

予算額の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算額	797億円	1,309億円	1,697億円	2,016億円	2,269億円

企業主導型保育事業における実施機関の公募の実施について

1. 企業主導型保育事業について

目的：待機児童対策への貢献、多様な働き方への対応

事業創設時（平成28年度）から、公益財団法人児童育成協会が実施機関

2. 主な課題・改善策と公募の実施

検討委員会や現在の実施機関（児童育成協会）への実地調査で確認された課題について、改善策を明確化（詳細は次ページ）。

改善策を踏まえ、企業主導型保育施設の新設審査、助成金支払い等の資金助成、指導監査等の**実務を担う実施機関を改めて公募**

3. スケジュール等

公募開始：10月1日（公募期間2カ月程度）

- 新たな実施機関は、少子化担当大臣の下に置く点検・評価委員会で議論の上、年内もしくは年明けを目途に選定
- 実施機関は、内閣府が定める実施要綱等の基準の下、着実に実務を実施しつつ、PDCAサイクルを回し、自ら運用改善。

課題 : 財務基盤がぜい弱であったり、経営見通しが甘いままに開設された施設における保育の質、事業継続性

現状	・実績のない事業者でも参入可能
	・もっぱら書類審査のみ

改善策	・運営委託や保育事業者型は、5年以上の保育事業実績 ・保育事業者型で定員20名以上の施設の保育士割合を75%以上に引き上げ ・財務適格性（公認会計士等による証明添付）を審査し、その上で事業計画等を審査 ・社会保険料等の納付実績のない新規事業者の申請を認めない。 ・申請者に対するヒアリングを必ず行うとともに、整備状況の現地確認 ・利用意向調査の提出義務化
	・申請者に対するヒアリングを必ず行うとともに、整備状況の現地確認 ・利用意向調査の提出義務化

課題 : 不適切な事業者やコンサル会社による不正申請、整備費概算払いの悪用

現状	・もっぱら書類審査のみ ・28、29年度は前払いの事実を確認せずに整備費概算交付
-----------	---

改善策	・申請者に対するヒアリングを必ず行うとともに、整備状況の現地確認（再掲） ・改修費については新設より上限引き下げ、運営費とともに分割交付 ・平均的な建設単価、利用児童一人当たりの単価実績からのかい離を審査
------------	--

課題 : 指導監査で指摘を受ける施設が多い / 指導監査業務の受託者に係る利益相反

現状	・通常の立入調査と特別監査の関係が希薄、巡回指導まで実施できず。
	・監査業務の9割をパソナに委託、パソナの関連会社が施設のコンサル等を行っていたことから批判

改善策	・立入調査実施後、改善状況を確認するため、基準を設け特別監査を実施。必要に応じて巡回指導を実施 ・改善の見られない施設に対する利用者募集停止などの措置を導入
	・指導監査を委託する場合でも、受託者（関連会社含む）は、資本関係やコンサル関係のある施設への指導監査を禁止

課題 : 情報公開が不十分

現状	・助成決定数（施設数、定員）、監査結果、取消しは公表
-----------	----------------------------

改善策	・助成額、委託先、債権回収状況、取りやめ等一覧の公表 ・必要な情報を速やかに抽出できるシステムを構築
------------	---

課題 : 地方自治体との情報共有や連携が不足

現状	・申請においては市町村へ事前相談することが前提
-----------	-------------------------

改善策	・申請者から事前相談が行われたことを照会 * 内閣府は、厚生労働省と連携して、認可外保育施設に対する指導監査を実施する都道府県等や地域における保育の実施主体である市区町村との具体的な連携を検討
------------	---

課題 : 実施体制のぜい弱さ

現状	・実施機関からすると翌年度の事業継続が確かではない
-----------	---------------------------

改善策	・5年間の事業実施を基本 ・国は、点検・評価委員会を設置し、実施機関の取組状況をチェック
------------	---

企業主導型保育事業点検・評価委員会の開催について

令和元年 11 月 22 日

内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

企業主導型保育事業について、国及び国の補助事業者として企業主導型保育事業に要する経費を補助する事業の実施主体となる機関（以下「実施機関」という。）が適切な役割分担を図りながら事業を効果的・安定的に運営していく実施体制の構築に資するため、企業主導型保育事業点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

2 所掌事務

委員会の事務は、次のとおりとする。

（１）実施機関の候補の選定に関する事項

（２）実施機関による企業主導型保育事業の実施状況についての点検及び評価に関する事項

3 構成員

（１）委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

（２）委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（３）委員会に座長を置き、委員の互選により選任する。

（４）座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。

4 庶務

委員会の庶務は、子ども・子育て本部において処理する。

5 その他

委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別 紙)

企業主導型保育事業点検・評価委員会名簿

石毛	和夫	弁護士（弁護士法人 ほくと総合法律事務所）
金高	隆一	横浜市こども青少年局子育て支援部保育対策等担当部長
忽那	ゆみ代	全国社会福祉法人経営者協議会保育事業経営委員会専門委員
高祖	常子	NPO 法人ファザーリングジャパン理事
多田	博史	東京都福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長
馬場	充	公認会計士（馬場公認会計士事務所）
的場	康子	株式会社第一生命経済研究所主席研究員
吉田	正幸	有限会社遊育代表取締役兼発行人

（五十音順、敬称略、役職は令和元年 11 月 22 日現在）

企業主導型保育助成事業実施機関公募要項（抜粋）

1. 事業概要

(2) 実施する主な業務

事業実施者への助成事務

内閣府と協議の上で定める整備費や運営費に関する助成要領等に基づき、事業実施者との間の整備費及び運営費に関する助成手続（申請受付、助成対象者の選定（審査）、結果通知（不採択の場合、その理由も通知すること）、助成金額の確定、交付（運営費については毎月末に概算払いし、翌々月末に精算払いすること。また、事業実施者は区分経理及び専用口座の設置を求めること）、年度未完了報告の徴収及び提出しない事業実施者に対する措置、報告）を行うこと。その際、以下について実施できる体制を整備すること。

- ・ 審査は、財務適格性（債務超過がないか、直近三年以上連続して損失を計上していないか、企業主導型保育施設の運営に必要な資金を1月以上保有しているか）及び事業実績を審査した後、事業内容等の申請内容を審査すること。
- ・ 審査は、保育・財務・労務に関する実施機関の外部の有識者3人以上で構成する「審査委員会（仮称）」により実施すること。外部有識者は、内閣府と協議の上決定すること。また「審査委員会（仮称）」は、想定される審査件数を踏まえ、複数設置し、複数回開催できる体制を確保すること。
- ・ 申請書類の内容については、申請者・関係者（運営委託先及び共同利用の契約を締結した連携企業を含む）等に対するヒアリングを実施するとともに、「企業主導型保育施設の設置に係る企業等からの相談について」（平成30年5月15日各都道府県、指定都市、中核市宛て内閣府子ども・子育て本部参事官・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に基づき申請者から市区町村への事前相談が行われたことについて、実施機関から市区町村への照会を行い、更に必要に応じて、図面、登記簿抄本、賃貸借契約書等の申請書類を用いた現地調査等も行いながら、内容の適正さを確認すること。
- ・ 整備費助成申請については、申請者に2者以上の見積り合わせの提出を求めること。そのうち1者については、公共工事の入札参加資格を有する者からのものであることを求めること。なお、整備が2か年に渡る場合、2年度目における工事契約書の提出を求めること。
- ・ 整備費の助成審査に当たって、全国における平均的な建設単価及び利用児童一人当たりの単価とのかい離状況を審査すること。
- ・ 整備費の助成を受けて整備を実施する事業実施者の整備状況の現地確認を行うこと。
- ・ 申請書類の利用定員の審査に当たって、従業員枠は、利用意向調査（共同利用型は、連携企業名及び各企業の利用見込み、保育事業者型は、連携企業名及び各企業の利用意向調査）を提出させること。地域枠は、「企業主導型保育施設の設置に係る企業等からの相談について」に基づき、申請者から市区町村に事前相談が行われたことを市区町村へ照会すること。

事業実施者に対する指導・監査業務

内閣府と協議の上、整備費や運営費に関する実施要綱等に基づき、以下の業務を実施すること。

ア 指導・監査（定期的な立入調査、特別立入調査及び午睡時抜き打ち調査）、及び巡回指導の内容や実施の基準を策定すること。

イ 毎年度、事業実施者に対して、保育の質、事業の継続性等の観点から、人員配置、設備、保育内容、財務、労務について指導・監査、巡回指導（年間計画の作成、事業実施者への通知、事前提出書類の確認、立入調査（必要に応じ、特別立入調査、午睡時抜き打ち調査）、監査結果の協議・検討、事業実施者への結果通知、改善指導及び改善報告の徴収（繰り返し同内容の指摘を受けるなど改善が見られない事業実施者に対する措置）、指導・監査結果の公表、指摘結果の類型化・分析、周知啓発並びに巡回指導）を行うこと。

また、これらの実施にあたり必要となる地域ブロック別又は業務別（保育内容・財務・労務）の体制を、児童福祉法に基づく認可外保育施設の指導監査を実施している都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市と連携し、順次整備すること。

なお、実施機関は、内閣府と協議の上、業務の一部を他の機関に委託することができる。ただし、実施機関から委託を受ける機関は、当該機関及びその関連機関が企業主導型保育事業または企業主導型保育施設に対するコンサルティング業務を実施する場合には、それらの施設への指導・監査を行ってはならない。なお、ここでいう関連機関とは、100%同一の資本に属するグループ企業又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社及び関連会社並びに実施機関が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を指す。

地方自治体との連携

「企業主導型保育事業の指導・監査の連携について」（平成29年8月7日各都道府県、指定都市、中核市宛て事務連絡）を踏まえ、認可外保育施設の指導監査を実施している都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市と監査日程や結果などの情報を共有し、また、審査・運営の円滑化や指導監査・巡回指導、相談などについての連携を行うこと。

また、実施機関から都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市へ助成決定等の情報を提供すること。

「平成30年度東京都待機児童対策協議会～区市町村取組事例集～」
より抜粋

1 多様な保育の受け皿確保

(5) 企業主導型保育事業等の 活用について

**取組名「企業主導型保育事業における保育士等キャリアアップ補助等の開始」
（足立区子ども家庭部子ども施設入園課）**

○基本情報

取組開始	平成30年度から
実施主体・実施方法等	足立区
対象	区内の企業主導型保育事業者
30年度予算額	60,320千円

○取組の背景(現状や課題)

【現状】

平成30年6月現在、区内には17園の企業主導型保育施設があるが、開設や運営に区が関与していないため、保育内容や入所児童の把握が中々できていなかった。

【課題】

・入所児童の情報の把握 ・保育の質の確保 ・保育の受け皿としての地域枠の確保

○概要及び実績

【概要】

・企業主導型保育事業の保育士の処遇を改善することで、地域枠の定員を拡大し待機児童解消を目指すとともに、足立区独自の追加条件を付加することで、保育の質の向上を目指す。

【実績】

- ・平成30年5月に企業主導型保育事業者を集めた補助金説明会を実施(10施設参加)
- ・「足立区教育・保育の質ガイドライン」の全施設配布及び保育施設全体会参加呼びかけ(5園11名参加)
- ・3歳未満児研修への参加呼びかけ(第1～3回で、7園18名参加)
- ・区内で企業主導型保育事業を開始する際の事前相談において、補助金の説明とともに地域枠の設定を要請。

○実施に当たっての課題や苦勞、留意した点

【苦勞した点】

区の補助金の条件として施設面等での条件も付したため、既存の施設で変更ができないために補助金の対象施設から外れる施設があった。今後は、施設の開設を検討している段階で補助金のご案内をして、施設面の充実をはかる。

○今後の方向性・展開

【方向性】

引き続き、補助金や研修を通して各施設の情報把握に努める。また、今後は第三者評価受審費補助も検討し保育の質の向上を目指す。

**取組名「企業主導型保育事業者との情報共有、入所児童等の把握」
（武蔵野市子ども家庭部子ども育成課）**

○基本情報

取組開始	平成 30 年度から
実施主体・実施方法等	直営（市内施設と連携して実施）
対象	市内の企業主導型保育事業者
30 年度予算額	—

○取組の背景（現状や課題）

【現状】

市内における施設数は、平成 29 年度においては2園のみだったが、平成 30 年度には7園にまで増えており、今後も増えていくことが想定される。同時に、保護者の関心も高まっており、施設に関する問い合わせも増えている。

【課題】

利用者は施設と直接契約し、施設に対する運営費も児童育成協会が支払うもののため、市が施設と関わる機会が少なく、空き状況や在籍状況についても確認することが難しい。

○概要及び実績

【概要】

平成 30 年度より、施設長を集めた情報共有会議を実施。市が主催するものとしては、原則年1回とし、必要に応じて臨時開催も行う。

【実績】

- ・第1回情報共有会議において、全施設が出席し、市の保育施策や補助金制度について説明した。
- ・市内施設のみの情報共有会議を、別途定期的を開催することを決定した。
- ・児童の在籍状況を毎月市に報告することとした。

○実施に当たっての課題や苦勞、留意した点

各施設が行政との関わりをどの程度望んでいるかが見えない中での開催だったため、全施設の出席は難しいのではと考えていたが、全施設の施設長が出席し、在籍状況の報告方法や、市民への周知方法などについても話し合うことができた。

現在は、保育園のしおりに施設一覧を掲載しており、窓口等でも情報提供を行っている。

○今後の方向性・展開

引き続き、情報共有会議を定期的実施し、市内の企業主導型保育事業利用者の情報把握に努める。国・都だけでなく、保健所やその他の団体からの保育に関する通知等について、各施設に情報提供することとしている。また、保育運営に関する相談についても、随時対応していく。

取組名「企業主導型保育事業者からの入所児童情報の提供」**（清瀬市子ども家庭部子育て支援課）****○基本情報**

取組開始	平成 30 年度から
実施主体・実施方法等	直営（地域の企業主導型保育事業を実施する事業者 2 者と連携して実施）
対象	市内の企業主導型保育事業者
30 年度予算額	0 千円

○取組の背景（現状や課題）**【現状】**

平成 30 年 4 月以降に市内に 2 園の企業主導型保育施設が新設され、2 園ともに地域枠を設定。

【課題】

入所児童の情報の把握。

○概要及び実績**【概要】**

・東京都を通じて情報提供される公益財団法人児童育成協会からの「企業主導型保育事業の助成決定一覧」を参考に事業者へ連絡し、入所児童情報の提供を依頼。

【実績】

- ・本取組により、市内すべての入所児童を毎月把握できている。
- ・定員の空き状況の情報共有が図れている。

○実施に当たっての課題や苦勞、留意した点**【留意点】**

- ・市から認証保育所等の保育料設定状況や入園申込における留意点について情報提供。
- ・窓口や市 HP における事業者の紹介（周知）を行うメリットを示したうえで協力を促している。

○今後の方向性・展開**【方向性】**

引き続き同様の方法で実施していく。

取組名「企業主導型保育施設における待機児童枠の確保」**（渋谷区子ども家庭部保育課）****○基本情報**

取組開始	平成 29 年度から
実施主体・実施方法等	補助
対象	企業主導型保育施設及び地域枠利用者
30 年度予算額	12,183 千円

○取組の背景(現状や課題)**【現状】**

- ・平成30年4月現在、区内には6園の企業主導型保育施設があり、全ての園が地域枠を設定している。

【課題】

- ・企業主導型保育施設とは日常的に連携するような協力関係を構築できていないため、入所児童を把握することや、区民へ施設の情報を提供することが難しい。

○概要及び実績**【概要】**

- ・区内の企業主導型保育施設のうち1園について、地域枠を区の待機児童となった方専用の枠として設定している。
- ・利用者が一定の保育料で利用できるよう、保育料軽減のための補助を行っている。補助に当たっては、利用者個人ではなく、代理受領として施設に補助金を交付している。
- ・補助金の交付に当たり、施設から児童名簿の提出を受けるため、入所児童の情報を把握できる。
- ・区の入園案内等で積極的に施設の情報を提供できるため、在籍率が高くなっている。

【実績】

- ・平成29年度の延べ利用児童数は 136 名。

○実施に当たっての課題や苦勞、留意した点**【実施に当たっての課題】**

- ・利用者の利便性や事務手続きの簡便性を重視し、施設への補助という形を採用したが、代理受領という整理をすることに時間を要した。

○今後の方向性・展開**【今後の方向性】**

区内の全ての企業主導型保育施設との協力関係を構築し、入所児童の情報を把握することに努めるとともに、入園案内や HP で区民へ情報提供を行えるようなスキームを作っていくことを検討中。

取組名「企業主導型保育事業者との定期的な情報共有体制の構築」
（調布市子ども生活部子ども政策課）

○基本情報

取組開始	平成30年度から
実施主体・実施方法等	直営（地域の企業主導型保育事業を実施する事業者と連携して実施）
対象	市内の企業主導型保育事業者
30年度予算額	0千円

○取組の背景（現状や課題）

企業主導型保育施設は地域枠の設定等、当市の待機児童解消に寄与するものであるため、事業者から企業主導型保育事業設置に係る情報があった際は、住所・定員数・開設時期・地域枠の設定等を詳細にヒアリングしている。

【課題】

企業主導型保育施設は、児童育成協会と事業者が直接手続きを進めていくものであるため、市としての企業主導型保育施設の状況把握に課題があった。

○概要及び実績

児童育成協会と事業者が直接手続きを進めていくものではあるが、市が捉えている重点エリア等、その地域の情報を事業者に伝えている。また、当市からのキャリアアップ補助金や、市窓口でのチラシ配架等、市としてサポートできることを伝え、事業者と共有している。

結果として、平成30年度においては、市内全ての企業主導型保育所（3事業者4園）の協力があり、市として、市内保育施設の一つとして情報を把握することで、市窓口に配置する保育コンシェルジュの必要に応じた案内へとつなげることができた。

○実施に当たっての課題や苦勞、留意した点

企業主導型保育所の設置に関しては、児童育成協会と事業者が直接手続きをするため、市の考えている待機児童対策重点エリア外での提案もある。また、開設前に市として情報共有したいと考えているので、事前に事業者と自治体が連携できる仕組みが必要である（「認可外保育施設の届出」の市への送付は徹底されていない状況。市から事業者へ依頼している。）

○今後の方向性・展開

今後においても、企業主導型保育所は、市の待機児童対策として見込むことができる。また、市の窓口においては、市内保育施設の情報を適切に提供していく必要があることから、引き続き市内の企業主導型保育所の設置状況について把握するとともに、事業者へアプローチ・支援を行っていく。